

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対するパブリック・コメント結果

【パブリック・コメントの実施概要】

- 1 公表資料 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)
- 2 意見募集期間 平成29年12月27日(水)から平成30年1月26日(金)まで
- 3 閲覧場所 市政情報コーナー、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、中央公民館、東朝霞公民館、西朝霞公民館
南朝霞公民館、北朝霞公民館、内間木公民館、図書館本館、図書館北朝霞分館、みどり公園課、市ホームページ
- 4 意見を提出できる方 市内に在住・在勤・在学されている方、市内に事務所・事業所を有している方、利害関係を有する方
- 5 実施結果

○提出方法別内訳

提出方法	提出数
メール	11通
持参	5通
FAX	1通
郵送	—
合計	17通

○意見件数及び章別内訳

目次	件数	割合
全般	9件	6%
第1章 整備基本計画の見直しについて	7件	5%
第2章 公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性	33件	24%
第3章 整備の進め方	53件	38%
第4章 管理・運営の考え方	21件	15%
その他	17件	12%
合計	140件	100%

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
1	全般	—	全体的には多くの市民、小中学生、団体、検討委員等々から広く意見を聞き、よう検討されてきたと思う。全職員（市役所の）も必ず読んで何らかの形で検討してほしい。		無
2	全般	—	整備素案策定にあたり、さまざまな機会を通じ多くの市民、関係機関、小中学校児童、生徒などから整備・利活用に対する意見、提言を把握し反映させることは評価できます。今後も利用者の声を反映した整備を図ること。		無
3	全般	—	整備素案策定にあたり、さまざまな機会を通じ多くの市民、関係機関、小中学校児童、生徒などから整備・利活用に対する意見、提言を把握し反映させることは評価できます。今後も利用者の声を反映した整備を図ること。		無
4	全般	—	計画案策定で種々の機会を通じ多方面からの意見や提言を反映していただいていることは今後の市政にも通じる良いことだと思います。	今後も公園・シンボルロード整備基本計画の実現に向け、幅広い年代の市民や事業者等の皆様の協力をいただきながら、市民、事業者等との協働により、公園・シンボルロードの計画、整備、管理・運営を進めていきます。	無
5	全般	—	国との交渉において、オリンピック、パラリンピックにかけてシンボルロードを建設し、参加する選手をもてなし併せて基地跡地を獲得するという発想、着想。どなたの知恵かグループ討議の結果か存じませんが〔改訂版〕(素案)に至ったことについて市役所各位の努力に敬意を表します。		無
6	全般	—	今回の整備について、道路等の都市機能の整備とともに、市民が日常的に、日常の生活の中で、「自然とうまくお付き合いができる空間」を意識して、整備していただきたい。そのために、できるだけ簡素に、現在の自然を可能な限り残すことを考えてほしい。いわゆるデザイナーによる「洒落た公園」ではなく、手作りの空間であってほしい。これは、経費削減にも繋がると思う。「朝霞の森」が開園した当初から言われている「使いながらつくる、つくりながら考える」という精神を今回の整備計画にも十分に反映させてほしい。	P12の「2.1公園・シンボルロードのコンセプト」を基に、市民や事業者等のご意見を反映しながら、公園・シンボルロードの計画、整備、管理・運営を進めています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
7	全般	—	朝霞の基地跡地は全体として、朝霞の宝物だと認識しています。 都市の人間が「自然」とどうしたら、「うまくお付き合いができるか」という実験台になっています。限られた時間の中で、最高の計画が実現することを朝霞市民として祈念しています。	P12の「2.1公園・シンボルロードのコンセプト」を基に、市民や事業者等のご意見を反映しながら、公園・シンボルロードの計画、整備、管理・運営を進めていきます。	無
8	全般	—	戸田芳樹氏の提唱する以下の考え方方に全面的に賛成する。 1コストをかけずに早急に全体を整備しオープンする。 2大木を残し見通しをよくする。 3固定化せず使いながら整備していく。	P9の「1.2整備基本計画見直しの考え方」に記載したとおり、「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくりや、計画地の早期開放・活用に向けた柔軟な事業手法の展開を図ることとしており、ご意見をふまえつつ、公園・シンボルロードの整備、管理・運営を進めてまいります。	無
9	全般	—	全体の考え方として、以前、戸田芳樹先生が話された以下の点に配慮してほしい。 1)コストをかけずに全体を整備する 2)大木を残し見通しを良くする 3)舗装は木にやさしくする、特にアスファルトやコンクリート舗装は最小限にする 4)仕掛けが可能なスペースを造る 5)固定化せず使いながら整備していく	また、「大木を残し見通しを良くする」、「舗装は残し木にやさしくする」、「仕掛けが可能なスペースをつくる」については、整備に着手する際、設計業務の検討の中で配慮していきます。	無
10	1.1 計画地の概要	5	中央公民館横の飛び地1.7ヘクタールは事業用地とされ、今回の整備計画には入っていませんが、21世紀中頃まで放置しておくのはもったいないことです。市民から緑陰図書館等の利用要望があります。この1.7ヘクタールを朝霞の森のように暫定緑地として早期の市民利用実現を強く要請します。この素案にも書き込む必要があります。	P4 1.1の「(2)基地跡地の利用状況」に示した敷地④1.7haは、平成27年12月に策定した上位計画である朝霞市基地跡地利用計画において公共施設用地に位置づけられているため、本計画の対象とはなりませんが、敷地④における事業が着手されるまでの間の暫定的な利用に係るご意見の内容について、所管課にお伝えします。	無
11	1.1 計画地の概要	5	中央公民館横の飛び地1.7ヘクタールは事業用地とされ、今回の整備計画には入っていませんが、21世紀中頃まで放置しておくのはもったいないことです。市民から緑陰図書館等の利用要望があります。この1.7ヘクタールを朝霞の森のように暫定緑地として早期の市民利用実現を強く要請します。この素案にも書き込む必要があります。		無
12	1.1 計画地の概要	5	図書館横の跡地が放置されるのは大変残念です。緑陰図書館の話も出ています。活用を望みます。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
13	1. 1 計画地の概要	5	業務用跡地の1.7haを当面無償貸与の方向で検討する。子育てを助ける意味で、図書館のとなりは、何回も要望のある緑陰図書館にする。公民館の隣りもゆりの群生やめぼしい植物を観賞用として保護。草上に“むしろ”等を敷き、茶道、琴、詩吟等々の利用。スラックラインなどのスポーツの利用等々。散策の利用等。当面は、暫定緑地として利用実現の方向を基本計画の中に書き込む。	P4 1.1の「(2)基地跡地の利用状況」に示した敷地④1.7haは、平成27年12月に策定した上位計画である朝霞市基地跡地利用計画において公共施設用地に位置づけられているため、本計画の対象とはなりませんが、敷地④における事業が着手されるまでの間の暫定的な利用に係るご意見の内容について、所管課にお伝えします。	無
14	1. 1 計画地の概要	5	公共施設用地1.7haについて第一期整備に加えていただきたい。冒険の林、日だまりの林として広く市民に開放する。管理運営は「朝霞の森方式」とする。これによりプレーパーク、スラックラインの拡張がはかれ、朝霞の更なるイメージ向上が期待できる。		無
15	1. 2 整備基本計画見直しの考え方	9	「民間と連携した」の“民間”は事業者のことでしょうか？ 気にかかります。収益をあげる店は不要。周囲の店に、この公園への協力、ボランティア等をお願いしつつ、周囲の店と市・市民の公園づくりに関わる人との連携の工夫を考える。リヤカーやライトバンで月数回や行事の時などに、近隣の商店や農業をする人等々に協力出店をお願いするとか・・・。まず、商店や農業家、資材を扱う会社、土木・建設関係の人々や専門家、技術者、学者の協力を広げる知恵を出し生かす。	<p>この「民間」とは、市民及び事業者等を一体的に表現したものであり、ご指摘をふまえ、P9の「1.2整備基本計画見直しの考え方」のうち③「市民、民間と連携した」を「市民、事業者等と連携した」に修正します。</p> <p>市では、市民及び事業者等と連携について、従来の公園・道路の管理方法にとらわれず、効率的で効果的な管理・運営を行う新たな枠組みを構築していくことを目指しており、その具体的な手法の一つとして、収益施設の導入が想定されますが、コンビニやカフェありきではなく、民間資本の運営が利用者の利便性、公園の魅力向上につながり、さらに収益を管理費に還元していく施設を想定しており、まずは実現可能性について市場調査を行った上で検討していきます。</p> <p>また、連携にあたっては、公共性の確保を前提としつつ、収益施設のみならず、ご提案いただいた周辺の店舗との協力など、幅広い選択肢を視野に入れながら、市民、事業者等と協力して整備、管理・運営を進めていきます。</p>	有

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
16	1. 2 整備基本計画見直しの考え方	9	<p>「市民が守り育てる森」、「市民、民間と連携した公園整備、管理運営の推進」のためにも、全市民がこの公園・シンボルロードに関心を持つ方向をさぐる。</p> <p>基地跡地に遠く住む地域の人々が関心を持ち、管理、運営、作業に関わって頂くために、朝霞市の中心にあるこの跡地公園と、市の全地域とをつなぐ工夫をする。例えば、①サイクリングロード、②歩け歩け道路、③街路樹つながりなど、跡地公園からつながるコースづくりを考える。④他の公園の活性化にもつなげる。</p> <p>町のにぎわいを作る拠点として、全方向につなげる。市民があふれて楽しんでいる町づくりにする。市民の動きが多くれば、市内で消費して出すお金も多くなり、町が活性化する。</p>	多くの市民、事業者等の皆様に公園・シンボルロードに関心をお持ちいただき、整備・管理運営に参加していただけるよう、ご意見をふまえつつ、市民、事業者等と連携して取組を進めています。	無
17	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	12	2005年8月18日の基地跡地シンポジウムで「今ある緑を生かしたキャンプ跡地公園を！」と、私は発言した。自然あふれる朝霞市の姿をより進めてほしい。国への働きかけも2011年のようにしてほしい。朝霞の森、斜面林、川、水辺が多くあり黒目川の美しい変貌は心動かされ移住してきた40代が増えていると聞く。	P12の「2.1公園・シンボルロードのコンセプト」の「整備の方針」に記載したとおり、現状の自然環境を活かしながら、公園・シンボルロードの整備、管理・運営を進めていきます。	無
18	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	12	<p>「公園」ではなく「森を作る」を忘れないでください。 「森」とは辞書で引くと[木がこんもりと茂っている様]となっています。</p> <p>「こんもり」とは[木が生い茂って薄暗い様]です。</p> <p>見通しを考えて2メートルも切ってしまうということはもりでは無くなるということです。樹の間から足元や体の一部が見え隠れする、人がいる様子がわかる、で良いと思います。</p> <p>街中にはどこにでも死角があります。全部取り除くことはできません。「森を作る」を忘れないでください。</p>	P53の3.4の「(1)整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、一律に伐採を行う考えはありません。	無
19	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	12	あまり手を加えず樹林を育てる。そのままの森を望む。自然林に限りなく近い森を作りましょう。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
20	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	12	<p>これまでのパブリックコメントにも、朝霞市の中心地に形成された基地跡地の森の大切さを述べてきました。緑の効用は人々に安らぎをもたらすだけでなく、二酸化炭素を吸収し空気を浄化します。また、環境教育の場となり子どもたちの成長のために大きな力となります。コンセプトに掲げられているように「あさかの森をつくる」ことを主眼に置いた整備を進めて欲しいと思います。</p> <p>生物多様性の考え方方がきちんと位置づいていることは素晴らしいと思います。</p> <p>どの樹木を活かすかはできるだけ早く市民と専門家を交えた調査が必要です。</p>	<p>P12の「2.1公園・シンボルロードのコンセプト」に記載したとおり、公園整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざし、市民の皆様とともに「あさかの森」をつくっていきたいと考えています。</p> <p>また、樹木については、設計・施工のできるだけ早い段階で、専門家の意見を伺いながら、具体的に伐採する樹木、残す樹木について市民、事業者等と共に検討していきます。</p>	無
21	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	—	<p>手を入れすぎたら他の公園と同じになってしまいます。人工的な自然ではなく「朝霞の森」を、朝霞ならではの森の公園になることを楽しみにしています。</p> <p>どのイラストを見ても森のイメージがないのが残念です。</p>	<p>P12の「2.1公園・シンボルロードのコンセプト」に記載したとおり、公園整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざし、市民の皆様とともに「あさかの森」をつくっていきたいと考えています。</p>	有
22	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	—	P37の絵にあるような公園は望まない。決して青葉台公園を希少評価するのではないが同じような公園を隣接してはならない。できるだけ自然のままの山道を歩くような道が良い。	<p>P37の絵にあるような公園は望まない。決して青葉台公園を希少評価するのではないが同じような公園を隣接してはならない。できるだけ自然のままの山道を歩くような道が良い。</p> <p>また、ご意見をふまえ、イラストについては整備の方向性がより分かりやすく伝わるように修正します。</p>	有
23	2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト	—	<p>基地の歴史の継承を要素に加え入れてくださって、ありがとうございます。しかし、それでもまだ青葉台公園を拡げているだけのようにしか見えないのは私だけでしょうか。最初からその趣旨の計画であればそれでも良いのですが、オリンピック会場への道として整備するのであれば、朝霞のシンボルを作るのであれば、まだ不十分であると感じています。本当に朝霞らしさは緑の豊かさだけですか。何か隠していませんか。かつてこの場所に基地の街が存在した歴史を、朝霞市は次の世代に伝える責任があると思います。これは次の世代からのコメントです。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>P21の2.2(4)「②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項」に記載したとおり、公園内に残された基地時代の遺物・遺構の具体的な保全・活用については立地する場所の整備する段階で専門家の意見を聴きながら検討していきます。</p> <p>また、平成30年以降速やかに専門家や市民と保全・活用について検討する場をすみやかに設け、検討を進めていきます。</p>	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
24	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	<p>この森は他に類を見ない特別な環境にあると思います。元々あった雑木林に米軍時代に持ち込まれたり、移植された桜などがあります。その後返還されてからは長い間手入れされていなかったことで、風や鳥によって運ばれたものが生い茂り今の跡地の森になっています。この生態を崩すべきではないと思います。</p> <p>鳥類も多くフクロウも来ている。貴重な草本や昆虫も生息しています。手を入れすぎ、人が入りすぎるとすぐに環境は変化してしまいます。人が踏み込むことで、草は生えにくく裸地化してしまいます。</p> <p>今ままの形態、樹林地は樹林地、草地は草地、アスファルト地はアスファルト地のままで利用方法を考えて下さい。</p>	<p>P18の空中写真にあるとおり、米軍基地時代は基地内に樹林は見受けられませんが、基地返還後、長い年月を経て樹林が形成されてきました。</p> <p>P19 2.2(3)の「③生物多様性の保全に向けた留意事項」の「ア) 基本的考え方」に記載したとおり、地域に本来生息する動植物の生息拠点となる環境の形成をめざすことを基本とし、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、生物多様性の保全について、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、目標とする草地、樹林地の方向性を具体化してまいります。</p>	無
25	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	「使いながらつくる、つくりながら考える」。現状の自然環境を生かし手入れをするためには調査が欠かせません。必要な調査ができるように重ねてお願いします。	P19 2.2(3)の「③生物多様性の保全に向けた留意事項」の「ア) 基本的考え方」に記載したとおり、市民と協力して公園及び周辺に生息・生育する生物の情報の蓄積を続け、市民と話し合いながら目標とする草地、樹林地の方向性を具体化してまいります。	無
26	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	多様な生き物がすめる森づくりのためにビオトープなどの水場の整備が必要です。今後の整備計画に水辺を盛り込むこと。	<p>P19 2.2(3)の「③生物多様性の保全に向けた留意事項」の「ア) 基本的考え方」に記載したとおり、地域に本来生息する動植物の生息拠点となる環境の形成をめざすことを基本とし、市民と話し合いながら目標とする草地、樹林地の方向性を具体化してまいります。</p> <p>そのため、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、生物多様性の保全について、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、目標とする草地、樹林地の方向性を具体化していきますので、水辺や水場の必要性について、併せて検討してまいります。</p>	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
27	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	朝霞市の武蔵野台地部分には池がない。小規模でもよいのでビオトープがほしい。	P19 2.2(3)の「③生物多様性の保全に向けた留意事項」の「ア) 基本的考え方」に記載したとおり、地域に本来生息する動植物の生息拠点となる環境の形成をめざすことを基本とし、市民と話し合いながら目標とする草地、樹林地の方向性を具体化してまいります。	無
28	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	多様な生物を今そのまま活かすためには 水場が必要ですの考へください 今でもフクロウの声を聴いた方がいるそうです。	そのため、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、生物多様性の保全について、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、目標とする草地、樹林地の方向性を具体化していきますので、水辺や水場の必要性について、併せて検討してまいります。	無
29	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	森づくりには、水辺が必要。（飲めなくてもよい）井戸を作る。跡地の傾斜も利用してその井戸水を流し、その流れで遊べたり、生物も利用できる小川をつくる。井戸水のくみあげ棒をおして水を出す喜びが味わえる。季節によって水が冷たかったり、温かかったり感じられる経験をさせたい。親の代も自然水のすばらしさを知らぬ人が多いのでは。	そのため、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、生物多様性の保全について、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、目標とする草地、樹林地の方向性を具体化していきますので、水辺や水場の必要性について、併せて検討してまいります。	無
30	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (3) 自然的環境	19	多様な生き物がすめる森づくりのためにビオトープなどの水場の整備が必要です。今後の整備計画に水辺を盛り込むこと。		無
31	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (4) 基地跡地の遺物・遺構	21	遺物、遺構については老朽化が進み、残していくのは大変でしょうが、今のところは市の考えで良いと思います。	P21 2.2の「(4)基地跡地の遺物・遺構」の「②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項」に記載したとおり、地域の歴史を学ぶ素材として遺物・遺構の存在を活かしてまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
32	2. 2 公園の現況と整備に向けた留意事項 (4) 基地跡地の遺物・遺構	21	<p>キャンプ跡についてですが、残っている基地跡の遺構を残した方がいいと思います。</p> <p>昔、米軍基地だったという特色を生かした朝霞ならではの公園、施設を作った方がいいと思います。他の基地跡では基地だったという事が分からぬ場所も多いです。</p> <p>朝霞は一目ですぐに昔は米軍基地だったと分かるような形にして欲しいと思います。</p>	P21 2.2の「(4)基地跡地の遺物・遺構」の「②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項」に記載したとおり、地域の歴史を学ぶ素材として遺物・遺構の存在を活かしてまいります。	無
33	2. 4 動線の考え方	26	<p>P26 「動線の考え方」に「公園外周道路」を安全に、ゆとりを持って通行できるよう、「道路と公園の境界部にゆとりある歩行者空間」を確保するとあるが、具体的には東側シンボルロードの歩行者空間と同程度の空間か。</p> <p>(1) 市道643号沿いの「エントランスエリア」の境界部も同じ考え方か</p> <p>(2) 第2期整備エリア「スズカケノキの並木と正面園路の間の区域」の境界部も同じ考え方か</p> <p>(3) 同じく第2期で開放予定の東京都水道局工事終了後の駐車場の境界部の考え方も同じか。この場合第1中学校沿いの歩行者空間との整合性などをどのように配慮するのか</p>	道路と公園の境界部の歩行者空間については、歩行者が安全に、安心して、ゆとりを持って通行できるよう、道路の通行状況や、公園周辺の歩道及び歩行者空間の状況等を考慮しながら、整備段階の設計の中で検討していきます。	無
34	2. 4 動線の考え方	26	<p>P26 「動線の考え方」に「公園外周道路」を安全に、ゆとりを持って通行できるよう、「道路と公園の境界部にゆとりある歩行者空間」を確保するとあるが、具体的には東側シンボルロードの歩行者空間と同程度の空間か。</p> <p>(1) 市道643号沿いの「エントランスエリア」の境界部も同じ考え方か</p> <p>(2) 第2期整備エリア「スズカケノキの並木と正面園路の間の区域」の境界部も同じ考え方か</p> <p>(3) 同じく第2期で開放予定の東京都水道局工事終了後の駐車場の境界部の考え方も同じか。この場合第1中学校沿いの歩行者空間との整合性などをどのように配慮するのか</p>		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
35	2. 4 動線の考え方	26	動線の考え方 歩行者 自転車 スケボー等、実際の広さ、別々に線を引くのか。	基地時代に整備された主要な道路を活用する動線（東園路、北園路、正面園路等）については、当面、現在の幅の広さのまま活用していきます。 歩行者、自転車の通行帯に関しては、シンボルロードについては、平成29年6月に策定した「シンボルロード整備基本計画」に記載したとおり、道路本来の機能である交通機能の充実させるという観点から確保するとともに、歩道と自転車通行帯を縁石、走行位置の明示等により物理的、視覚的に分離しております。また、公園内の園路については、人や自転車等の通行帯を分けて設定することは、現段階では想定していません。	無
36	2. 5 整備の方向性	30	③課題 に「やや鬱蒼とした状態になっており、公園の魅力を伝えられる緑とは言い難い状況」との文言を次のように表現を変えてください。 「樹木にツタやクズなどが絡みつき、樹形を乱している。ツタやクズなどの整備が急がれる」	ご意見をふまえ、P31 2.5の「(1)エントランスエリア」の「③課題」の3～5行目を「北口広場周辺の樹林地は、樹木にツタやクズなどが絡みつくなど、ややうっそうとした印象を受ける状況に景観が悪化しており、公園の魅力を伝えられるように改善が必要です。」に修正します。	有
37	2. 5 整備の方向性	30	③課題 に「やや鬱蒼とした状態になっており、公園の魅力を伝えられる緑とは言い難い状況」との文言を次のように表現を変えてください。 「樹木にツタやクズなどが絡みつき、樹形を乱している。ツタやクズなどの整備が急がれる」	ご意見をふまえ、P31 2.5の「(1)エントランスエリア」の「③課題」の3～5行目を「北口広場周辺の樹林地は、樹木にツタやクズなどが絡みつくなど、ややうっそうとした印象を受ける状況に景観が悪化しており、公園の魅力を伝えられるように改善が必要です。」に修正します。	有
38	2. 5 整備の方向性	31	第2期整備にある「北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域を整備」は、シンボルロードの入り口でありシンボルロードの顔ともいいくべき場所であるので、第1期整備に先立って着手してほしいところです。 現状は葛（くず）が樹冠を覆い景観として最悪最低です。市、有識者、ボランティアによって植生、林相などを調べて景観構想をまとめ、ボランティアによってできることに着手したい。	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域については、公園のエントランスとなる重要な空間であること、朝霞の森へのアクセス向上につながる空間であることから、第2期整備の中でも優先順位の高いものとして考えており、できる限り早期の開放を目指したいと考えています。 また、クズの撤去、下草、下枝の刈り込みなどを含めた管理・運営について、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、市民・事業者等が関わる体制の構築を目指します。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
39	2. 5 整備の方向性	31	<p>管理棟はやはり森の玄関口となる北口広場近辺が良いのではないかでしょうか。多少奥まっても森に囲まれるような場所にすれば他の行事の時にも支障はないと思います。ここにカフェや森のグッズの販売所を併設し、売り上げは保全費用にします。</p> <p>将来的には市民が集めた歴史資料の展示施設もお願いします。</p> <p>コンビニや外部企業の誘致ではなく、市内の商店によるキッチンカー等で対応することで、市が活性化し商店街の協力も得やすくなるのではないでしょうか。</p>	<p>管理棟機能を有するビジャーセンターは、災害時の防災拠点としての機能を有しており、災害発生時にはヘリコプターの臨時離着陸場、救援物資の受入場となる朝霞中央公園や総合体育館とは正面園路が主要な連携動線になると想定しています。また、管理棟は、管理作業用車両の駐車空間及びその動線を確保する必要があるとも考えているため、西口エリアに設置することが妥当と考えています。</p> <p>収益施設の誘致については、民間資本の運営が利用者の利便性、公園の魅力向上につながり、さらに収益を管理費に還元していく施設を想定しており、実現可能性について市場調査を行った上で検討してまいります。また、ご提案いただいた市内商店との協力したキッチンカーの活用など、幅広い選択肢を視野に入れながら、市民、事業者等と協力して整備、管理、運営を進めていきます。</p>	無
40	2. 5 整備の方向性	33	「西口エリア」に拠点機能を整備するとあるが、これは以前の計画で「朝霞の森・リトルペントゴン」区域が国家公務員宿舎と複合公共施設区域であったためです。同計画が中止になったことを踏まえ、拠点機能の管理棟、ビジャーセンターはリトルペントゴン区域に移動することによって朝霞駅からの来客等に対応しやすくなります。拠点機能の整備に併せ再考をしてください。	管理棟機能を有するビジャーセンターは、災害時の防災拠点としての機能を有しており、災害発生時にはヘリコプターの臨時離着陸場、救援物資の受入場となる朝霞中央公園や総合体育館とは正面園路が主要な連携動線になると想定しています。また、管理棟は、管理作業用の自動車の駐車空間及びその動線を確保する必要があるとも考えているため、西口エリアに設置することが妥当と考えています。	無
41	2. 5 整備の方向性	33	「西口エリア」に拠点機能を整備するとあるが、これは以前の計画で「朝霞の森・リトルペントゴン」区域が国家公務員宿舎と複合公共施設区域であったためです。同計画が中止になったことを踏まえ、拠点機能の管理棟、ビジャーセンターはリトルペントゴン区域に移動することによって朝霞駅からの来客等に対応しやすくなります。拠点機能の整備に併せ再考をしてください。	管理棟機能を有するビジャーセンターは、災害時の防災拠点としての機能を有しており、災害発生時にはヘリコプターの臨時離着陸場、救援物資の受入場となる朝霞中央公園や総合体育館とは正面園路が主要な連携動線になると想定しています。また、管理棟は、管理作業用の自動車の駐車空間及びその動線を確保する必要があるとも考えているため、西口エリアに設置することが妥当と考えています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
42	2. 5 整備の方向性	31	市道643号線を車道ではなくここもシンボルロードにしてはどうか。交通道路（自動車）としてあまり使用されていないのではないか。青葉台公園とつなげる。	朝霞税務署、ハローワークに面した市道643号線は、市道2号線（城山通り）と市道8号線（公園通り）を結ぶ主要な道路であり、現状を変更する予定はありません。	無
43	2. 5 整備の方向性	35	(1) 中央広場予定地の土壤汚染区域に胸高周囲330センチを超える超巨木のスズカケノキがあります。当跡地には3本しかない大変貴重な超巨木です。この樹木は必ず保全するよう手立てをお願いします。 (2) 既設樹木は中木も含め、極力伐採せずに残す工夫を行う。アスファルトの状態が良い箇所はアスファルトを剥がさず、残してスケボーなどできるように残してもいい。 (3) 広場は芝生ではなく、自然の野草が良い。朝霞の森方式で	中央広場のスズカケノキについては、倒木等の危険がないことを確認の上、保全する方向で検討しています。既存樹木については、P53の3.4の「(1)整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、今後、倒木の危険性の有無、外来種の拡大抑制、見通しの阻害の有無等、保全または伐採を判断する考え方を決めた上で、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、伐採する樹木、残す樹木を考えていきます。	無
44	2. 5 整備の方向性	35	(1) 中央広場予定地の土壤汚染区域に胸高周囲330センチを超える超巨木のスズカケノキがあります。当跡地には3本しかない大変貴重な超巨木です。この樹木は必ず保全するよう手立てをお願いします。 (2) 既設樹木は中木も含め、極力伐採せずに残す工夫を行う。アスファルトの状態が良い箇所はアスファルトを剥がさず、残してスケボーなどできるように残してもいい。 (3) 広場は芝生ではなく、自然の野草が良い。朝霞の森方式で	車道のアスファルトについては、できる限り活用したいと考えております。建物跡などのアスファルトやコンクリートへの対応については、整備段階の設計の中で検討していきます。	無
45	2. 5 整備の方向性	35	中央広場 ①すずかけの木を残す。 ②人工的な庭園ではなく自然の緑にする。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
46	2. 5 整備の方向性	39	「西口エリア」を正面ゲートすることは再考をお願いします。 正面ゲートは朝霞駅などからのアクセスを考慮すれば、北口広場区域とすべきではないか。併せて拠点機能もリトルペントラゴンエリアが利用者の利便性を考えても適切ではないか。	P27の「2.4動線の考え方」の「図 動線イメージ」に記載したとおり、公園の主要な出入口（エントランス）として北口広場、中央広場、南口広場及び西口エリアの4か所を想定しており、それについて一定の拠点性を持たせることとしています。北口広場は朝霞駅からのアクセスがよい北口広場を含むエントランスエリアを設定し、エントランスにふさわしい景観形成、収益施設の導入等を想定しております。	無
47	2. 5 整備の方向性	39	「西口エリア」を正面ゲートすることは再考をお願いします。 正面ゲートは朝霞駅などからのアクセスを考慮すれば、北口広場区域とすべきではないか。併せて拠点機能もリトルペントラゴンエリアが利用者の利便性を考えても適切ではないか。	管理棟機能を有するビジターセンターは、災害時の防災拠点としての機能を有しており、災害発生時にはヘリコプターの臨時離着陸場、救援物資の受入場となる朝霞中央公園や総合体育館とは正面園路が主要な連携動線になると想定しています。また、管理棟は、管理作業用車両の駐車空間及びその動線を確保する必要があるとも考えているため、西口エリアに設置することが妥当と考えています。	無
48	2. 5 整備の方向性	39	拠点機能を西口エリアに移すことは問題です。駅からの来客は北口辺りのリトルペントラゴン区域がよく、管理棟等も同じです。	なお、西口エリアだけでなく、北口広場、中央広場及び南口広場が公園・シンボルロードを訪れる方々を出迎える主なゲート空間となるよう、それぞれの立地条件や特性を生かしながら整備していくことを考えています。	無
49	2. 5 整備の方向性	39	西口エリアに拠点機能の確保として管理棟、ビジターセンターを計画していますが、多くのビジターが朝霞駅方面から来ることを考えると、管理等、ビジターセンターは西口エリアより、北口エリアの方が適当と思われる。将来的に北口に隣接しているリトルペントラゴンの場所を併用して活用するのが、基地跡地全体の構成からいって自然である。	計画地の早期開放を進めるため、当面、国有地の管理委託により暫定利用の区域を拡大する方向で調整を進めています。施設整備については、公園用地の取得に関する国との協議が整った段階で着手していきます。	無
50	3. 1 基本的な考え方	45	色々な設備等の要望があるようですが、マーケット調査、費用等を検討の上、まずは、緑散策路と管理事務所(少会議室もある)のみ整備し、色々な設備等は、それらが出来てから検討する。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
51	3. 1 基本的な考え方	45	今整備案では最終的にいつまでに整備を行うのか全く予想できません。出来ることから市民と協働して「あさかの森」を作っていくましょう。公園部分は自然を生かして欲しいものです。広場も芝生ではなく草地にしましょう。	P47 3.1の「補足① 段階的に整備を進める理由」に記載したとおり、今後の市の財政状況をふまえると、整備費を一括して確保することは容易でなく、かつ供用を開始した区域については、毎年度一定の維持管理費が生じることになります。 また、公園用地については、国は3分の1を有償による取得、3分の2を無償貸付とする一方で、市は公園全体を無償貸付を要望しています。また、土壤汚染対策の実施主体については、国は有償による用地は実施するが無償貸付の用地は市が対策を実施することとしておりますが、市としては土地の所有者である国が対策を実施するように求めています。 このようなことから、国と市での見解の相違などもあり、協議には時間を要することとなり、早期開放は大変難しい状況にあると考えています。	無
52	3. 1 基本的な考え方	45	整備完了までが余りにも長い。最小限の整備で早く終わらせて欲しい。		無
53	3. 1 基本的な考え方	45	基地跡地全域における計画の策定並びに早期実現を望みます。 第3章で整備の進め方を記載していますが、あまりにもスピード感がありません。 「はじめに」にあるとおり、平成20年に跡地利用計画を策定しており、国家公務員宿舎による影響があったにせよ、全体計画に影響を及ぼすとは到底思えません。また、補足(p. 46)に記載している事項のうち、土壤汚染や人口減少・高齢化、市の財政状況等は、平成20年から大幅に変わったとも思えません。 予算上、段階整備にせざるを得ないことは理解するものとして、国との協議に必要な最低限の事項のみを計画し、速やかに基地跡地全体の整備をして下さい。 「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくりには大賛成です。 その趣旨に則り、検討に無駄に時間を費やすことなく、(方法を問わず) 早期に市民に開放して下さい。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
54	3. 1 基本的な考え方	45	公園の最終完成予定年度を示すこと。せめて10年後(2028年)には16.5ヘクタールの大部分の市民利用ができるよう全力を挙げていく決意を示すこと。施設設備は後でもよい。開放できることが大切。	公園整備及び供用について、所有者である国と用地取得や土壤汚染対策の実施主体などの協議を進める必要があります。しかしながら、用地については、国は3分の1を有償による取得、3分の2を無償貸付とする一方、市は公園全体を無償貸付を要望しています。また、土壤汚染対策の実施主体については、国は有償による用地は実施するが無償貸付の用地は市が対策を実施することとしておりますが、市としては土地の所有者である国が対策を実施するように求めています。 このようなことから、国と市での見解の相違などもあり、協議には時間を要することとなり、早期開放は大変難しい状況にあると考えています。	無
55	3. 1 基本的な考え方	45	公園の最終完成予定年度を示すこと。せめて10年後(2028年)には16.5ヘクタールの大部分の市民利用ができるよう全力を挙げていく決意を示すこと。施設設備は後でもよい。開放できことが大切。	計画地の早期開放を進めるため、当面、国有地の管理委託により暫定利用の区域を拡大する方向で調整を進めています。施設整備については、公園用地の取得に関する国との協議が整った段階で着手していきます。 土壤汚染対策については、対策の実施方法や実施に伴う土地形質変更については、埼玉県との協議を踏まえ、適切な方法で実施してまいります。	無
56	3. 1 基本的な考え方	45	施設整備は開放してから市と市民で公園を使いながら整えればよいとします。土壤汚染のことも今まで出た柵囲い、土もり等の方策で実施する。北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備もとても良い計画で、北園路の開放も一期整備として早急に実現したい。2020年をうまく捉えて財務省に働きかける。	計画地の早期開放を進めるため、当面、国有地の管理委託により暫定利用の区域を拡大する方向で調整を進めています。施設整備については、公園用地の取得に関する国との協議が整った段階で着手していきます。 土壤汚染対策については、対策の実施方法や実施に伴う土地形質変更については、埼玉県との協議を踏まえ、適切な方法で実施してまいります。	無
57	3. 1 基本的な考え方	45	全ての園路の早期開放を働きかけて欲しい。アスファルトで覆われた園路は有害物質があるとは思えません。私たちは通行するだけです。人体に影響する程の危険とはどんなものでしょう。園路開放で市民が憩える森がほぼ達成されるのではないかとさえ思います。	全ての園路の早期開放については、園路を含めた園地を管理することが前提となっており、園路だけの開放は難しいものと考えています。また、現存するアスファルトで覆われた土壤汚染がある園路の使用については、土壤汚染の対策方法などとともに埼玉県と協議しています。 このため、まずは第1期整備、第2期整備区域の開放を着実に実現させることを最優先に、整備を進めています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
58	3. 1 基本的な考え方	45	北園路、中央園路も早い段階で市民の通行を可能にしましょう。市民が基地跡地の森に愛着を深め、整備にかかる人や団体を増やすことにつながります。1期工事が終わったらそのまま放置されるのではないかと心配しています。	北園路については、P49 3.3の「(1)第1期整備（～平成32年（2020年）春）」に記載したとおり、早期整備の実現に努めていきます。 中央園路については、第2期整備完了後の整備の中で、できる限り早い段階で開放できるよう考慮していきます。	無
59	3. 1 基本的な考え方	45	使いながら作る・作りながら考える。早期開放にはこの考え方は外せません。 市民の手に委ねるべきです。朝霞の森もそうですが斜面林の手入れ等で、活躍する人たちの手を借りればすぐにでも開放は可能だと考えます。 「大きな危険を取り除く」、だけで良いと思います。倒木の恐れのある木や枯れた枝などを取り除き、小路になるところの草を刈る、これなら市民の手ですぐできます。朝霞の森方式の延長です。小さな危険は自己責任で。 どうしても業者の手が必要なところだけ最小限お願ひすればよい。 この方法で二期工事に予定されている643号線沿いのエントランスエリアと西口エリアの早期開放をお願いします。 合わせて北園路、正面園路、東園路も最小限の手入れで、今あるアスファルト道路はそのままで、[使いながら]手入れをしていく方向で開放をお願いします。	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域については、公園のエントランスとなる重要な空間であること、朝霞の森へのアクセス向上につながる空間であることから、第2期整備の中でも優先順位の高いものとして考えており、できる限り早期の開放を目指したいと考えています。 北園路については、P49 3.3の「(1)第1期整備（～平成32年（2020年）春）」に記載したとおり、早期整備の実現に努めていきます。 正面園路については、第2期以降の整備の中で、できる限り早い段階で開放できるよう考慮していきます。 東園路については、P51 3.3の「(2)第2期整備（平成37年（2025年）ごろ）」に記載したとおり、部分的な早期開放の可能性について検討するとともに、できる限り早い段階で開放できるよう考慮していきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
60	3. 1 基本的な考え方	46	P46 補足①に「このため、土壤汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難」と整備ができない大きな理由としていますが、土壤汚染問題は10年位前から把握していた問題であり、現在の段階では隔離、迂回、土盛り等の具体的な対処方法を確立し、如何に早期利用を実現するかが問われている。せめて2020年までには関係個所と協議し、具体的な対処方法を確立し、土壤汚染エリアを含む跡地の早期開放を強く望みます。	土壤汚染については、国において以前より把握していましたが、基地跡地内の土壤汚染は平成28年3月に埼玉県により土壤汚染対策法に基づく、形質等変更時要届出区域に指定されました。土壤汚染対策については、P61 3.4の「(5)土壤汚染への対応について」に記載したとおり、対策の実施主体について国と協議中であるとともに、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更については、埼玉県と協議中です。	無
61	3. 1 基本的な考え方	46	P46 補足①に「このため、土壤汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難」と整備ができない大きな理由としていますが、土壤汚染問題は10年位前から把握していた問題であり、現在の段階では隔離、迂回、土盛り等の具体的な対処方法を確立し、如何に早期利用を実現するかが問われている。せめて2020年までには関係個所と協議し、具体的な対処方法を確立し、土壤汚染エリアを含む跡地の早期開放を強く望みます。	土壤汚染に関する協議が整うまでは、開放が困難であり、できる限り早期に協議を完了できるよう努めています。	無
62	3. 1 基本的な考え方	46	段階的な整備は基本的にはやむを得ないとしても、土壤汚染問題のために整備を保留にするのは納得がいかない。取りあえず、現状では立入禁止にして迂回する方策をとるとか、土盛りをして汚染物質が外部に出ないようにするとか、有効な対処方法はいくらでもあるはずです。その上で関係個所と協議を重ねて恒久的な対処方法を早期に確立し、土壤汚染区域を含む、跡地全体の早期開放を望みます。無償借用の段階では、保留もやむを得ないかもしれません、朝霞市が公園用地として買い取る場合には、地主が土壤対策をするのは、一般常識だと思うので、適切な協議をしていただきたい。	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域については、公園のエントランスとなる重要な空間であること、朝霞の森へのアクセス向上につながる空間であることから、第2期整備の中でも優先順位の高いものとして考えており、できる限り早期の開放を目指したいと考えています。	無
63	3. 3 各段階の整備	48	第二期整備とされている「北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域」を第一期整備としていただけたい。	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域については、公園のエントランスとなる重要な空間であること、朝霞の森へのアクセス向上につながる空間であることから、第2期整備の中でも優先順位の高いものとして考えており、できる限り早期の開放を目指したいと考えています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
64	3. 3 各段階の整備	48	北園路を一期工事で開放することになったのは、高く評価いたします。土壤汚染問題を暫定的にでも回避（立入禁止等）して、朝霞の森とシンボルロードを一体として、出来るだけ早期に整備してほしい。また、この北園路は、朝霞の森から自由に入り出しが出来るように整備してほしい。	北園路については、P49 3.3の「(1)第1期整備（～平成32年（2020年）春）」に記載したとおり、早期整備の実現に努めていきます。なお、開放された際には、シンボルロードから朝霞の森に入り出しが出来る通路となる予定です。	無
65	3. 3 各段階の整備	48	(1) 北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備は大変良い計画です。この園路と市道643号線間の緑地の開放も2期整備ではなく、1期整備に繰り上げしましょう。クズやツタ、下草などの整備は市民のボランティアで対応可能です。 (2) 北園路の開放が1期工事に繰り上がったことは評価できる。早期の利用開始を強く望みます。 (3) Cゾーンの東園路の開放を1期工事に含め、早期利用を実現すること	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路と市道643号線の間の区域については、公園のエントランスとなる重要な空間であること、朝霞の森へのアクセス向上につながる空間であることから、第2期整備の中でも優先順位の高いものとして考えており、できる限り早期の開放を目指したいと考えています。 北園路については、P49 3.3の「(1)第1期整備（～平成32年（2020年）春）」に記載したとおり、早期整備の実現に努めていきます。	無
66	3. 3 各段階の整備	48	(1) 北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備は大変良い計画です。この園路と市道643号線間の緑地の開放も2期整備ではなく、1期整備に繰り上げましょう。クズやツタ、下草などの整備は市民のボランティアで対応可能です。 (2) 北園路の開放が1期工事に繰り上がったことは評価できる。早期の利用開始を強く望みます。 (3) Cゾーンの東園路の開放を1期工事に含め、早期利用を実現すること	Cゾーンの東園路については、園路の両側に土壤汚染区域があるため、開放するためには、全線へのフェンス設置または土壤汚染対策のいずれかを行う必要があることから、予算等を考慮すると第1期整備に含めることは困難ですが、P51 3.3の「(2)第2期整備（平成37年（2025年）ごろ）」に記載したとおり、部分的な早期開放の可能性について検討するとともに、できる限り早い段階で開放できるよう考慮していきます。	無
67	3. 3 各段階の整備	48	Cゾーンの東園路と公園通り（歩道・自転車通行帯）間を第一期整備に加えていただきたい。	Cゾーンの東園路については、園路の両側に土壤汚染区域があるため、開放するためには、全線へのフェンス設置または土壤汚染対策のいずれかを行う必要があることから、予算等を考慮すると第1期整備に含めることは困難ですが、P51 3.3の「(2)第2期整備（平成37年（2025年）ごろ）」に記載したとおり、部分的な早期開放の可能性について検討するとともに、できる限り早い段階で開放できるよう考慮していきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
68	3. 3 各段階の整備	48	第一期整備に園路を入れる。災害が起きた時、市の中心部にあり、交通路として重要。防災公園として、（いろんな災害の危機がマスコミで言われているので）園路を早く入手する。	公園区域の利用拡大は、安全性の確保や、管理について国との協議が必要であり、園路のみを開放することは現時点では大変難しいものと考えています。 まずは第1期整備、第2期整備区域の開放を着実に実現させることを最優先に整備を進めていきます。	無
69	3. 3 各段階の整備	48	シンボルロードについては、自転車専用道路はデコボコが有ってはいけないようだが、歩行者用道路予定地には大きい木がある。木を残すためには起伏と曲がりが必要になる。車椅子でどの程度許されるのか知りたい。それによって残せる木、残せない木を判断したい。	歩道は、歩行者、車椅子やベビーカーを利用する方がすれ違い通行に支障がないことを考慮し、3~4m程度の幅員を基本とし、またアスファルトなどの平坦な舗装を行います。 また、歩道沿いに、倒木の危険がなく、シンボルツリーとなり得る大木がある箇所については、部分的に幅員を変更したり、歩道を迂回させたりすることを考えています。	無
70	3. 3 各段階の整備	48	シンボルロードの歩行者通路はアスファルトではなく今の状態で整備するだけにしましょう。足にもやさしいです。	歩道や自転車通行帯だけでなく、Cゾーンの緑地帯を第1期工事として整備を進めていくようすべきです。中央広場で切れてしまうのはどう考へてもおかしいです。Cゾーンも管理委託方式で土壤汚染か所は囲い覆いを行って、市民の手による整備を進めることも考えて行きましょう。当然、Cゾーンの東園路の開放も求めます。 シンボルロードには高齢者や親子連れがくつろげるベンチを何か所か設置してください。	無
71	3. 3 各段階の整備	48		Cゾーンの樹林地については、開放にあたり、土壤汚染区域の隔離、樹木の密度が高く安全確保の面から枯損木の除去など一定の整備が必要です。P46の「3.1基本的な考え方」に記載したとおり、公園・シンボルロード全体の機能向上に寄与し、安全性が確保でき、できる限り低コストで開放できる区域の開放を優先する観点から、第2期整備完了後の段階で開放を検討していきます。 ベンチの設置については、整備段階の設計の中で検討していきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
72	3. 3 各段階の整備	48	第1期整備の設計確定前に市民と現地確認の作業を行い、保全すべき樹木などを確認すること。また、第2期整備前に該当地域についても見学会または現地確認視察を市民と合同で実施すること。	第1期整備区域の具体的な整備内容については、平成30年3月に市民説明会を実施する予定でございます。 現地への立入については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。引き続き市民の皆様への情報提供と意見交換会の適時開催に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。	無
73	3. 3 各段階の整備	48	工事に入る前に図面を見ながら現地を見学させて下さい。ここは道路ですからある程度の伐木や枝切りは致し方ないと思いますが、120cm、200cmとか、中木を切るとかは極力避けて欲しい、どの木をどの程度切るのか非常に心配です。 大きな銀木犀も下の方から切られてしまうのか、30メートルの幅があれば枝ぶりを考えて残しても良いのではないか、どう切られるのか心配です。	現地への立入については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 樹木の保全・伐採の考え方については、P53の3.4の「(1)整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、一律に伐採を行う考えはありません。倒木の危険性の有無や、外来種の拡大抑制、見通しの阻害の有無等、保全または伐採を判断する考え方を決めた上で、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、伐採する樹木、残す樹木を考えていきます。また、P65の「4.4今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、第1期整備に着手する平成30年度（2018年度）以後、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理・運営について市民、事業者等と市が共に考える組織体を発足させるとともに、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めてまいります。	無
74	3. 3 各段階の整備	48	シンボルロードの建設を知らない市民が多いのではないか。何故なら中が如何になっているかわからないから関心がない。歩けるようになれば協力者も生まれる。整備前に是非開放されたい。土壤汚染を懸念するのであればその場所だけ立ち入り禁止の表示をすればよい。国家が何を躊躇するのかわからない。	現地への立入については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 樹木の保全・伐採の考え方については、P53の3.4の「(1)整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、一律に伐採を行う考えはありません。倒木の危険性の有無や、外来種の拡大抑制、見通しの阻害の有無等、保全または伐採を判断する考え方を決めた上で、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、伐採する樹木、残す樹木を考えていきます。また、P65の「4.4今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、第1期整備に着手する平成30年度（2018年度）以後、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理・運営について市民、事業者等と市が共に考える組織体を発足させるとともに、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めてまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
75	3. 3 各段階の整備	49	<p>P49 第2期整備について</p> <p>(1) シンボルロード整備基本計画で2期整備と示されたCゾーン区域の東園路の開放を1期整備に含め、早期利用を実現すること。</p> <p>(2) シンボルロード整備基本計画で2期整備とされている土壤汚染のないCゾーンの「使いながら育てる場」については1期工事に繰り上げること</p> <p>(3) 上記の(1)、(2)は昨年策定された「シンボルロード整備基本計画」では第2期整備に含まれているが、当素案には記載されていない。しっかり図面に表示し、文章で記載すること。</p> <p>(4) A、B、Cゾーンごとにシンボルロードの長さと整備緑地を含めた面積を図示すること。</p> <p>(5) 三ヵ所の公園整備箇所(駐車場整備も含む)の面積を図示すること。</p>	<p>平成29年6月に策定した「シンボルロード整備基本計画」のP7 2.2「(1)全体の考え方」において、シンボルロードの第2期以降の供用時期、整備内容については、公園部分の整備基本計画において、公園整備の優先順の検討内容に応じて再度調整を図ることとしていました。</p> <p>今回、Cゾーンの樹林地については、開放にあたり、土壤汚染区域の隔離、樹木の密度が高く安全確保の面から枯損木の除去など一定の整備が必要であり、公園・シンボルロード整備基本計画の見直しを進める中で、P46の「3.1基本的な考え方」に記載したとおり、公園・シンボルロード全体の機能向上に寄与し、安全性が確保でき、できる限り低コストで開放できる区域の開放を優先する観点から、第2期整備完了後に開放を検討することとしました。</p> <p>第1期整備及び第2期整備におけるシンボルロード各ゾーンの延長及び整備区域の面積については、ご意見をふまえ記載します。</p>	有
76	3. 3 各段階の整備 (2) 第2期整備プラン	49	<p>P49 第2期整備について</p> <p>(1) シンボルロード整備基本計画で2期整備と示されたCゾーン区域の東園路の開放を1期整備に含め、早期利用を実現すること。</p> <p>(2) シンボルロード整備基本計画で2期整備とされている土壤汚染のないCゾーンの「使いながら育てる場」については1期工事に繰り上げること</p> <p>(3) 上記の(1)、(2)は昨年策定された「シンボルロード整備基本計画」では第2期整備に含まれているが、当素案には記載されていない。しっかり図面に表示し、文章で記載すること。</p> <p>(4) A、B、Cゾーンごとにシンボルロードの長さと整備緑地を含めた面積を図示すること。</p> <p>(5) 三ヵ所の公園整備箇所(駐車場整備も含む)の面積を図示すること。</p>	<p>平成29年6月に策定した「シンボルロード整備基本計画」のP7 2.2「(1)全体の考え方」において、シンボルロードの第2期以降の供用時期、整備内容については、公園部分の整備基本計画において、公園整備の優先順の検討内容に応じて再度調整を図ることとしていました。</p> <p>今回、Cゾーンの樹林地については、開放にあたり、土壤汚染区域の隔離、樹木の密度が高く安全確保の面から枯損木の除去など一定の整備が必要であり、公園・シンボルロード整備基本計画の見直しを進める中で、P46の「3.1基本的な考え方」に記載したとおり、公園・シンボルロード全体の機能向上に寄与し、安全性が確保でき、できる限り低コストで開放できる区域の開放を優先する観点から、第2期整備完了後に開放を検討することとしました。</p> <p>第1期整備及び第2期整備におけるシンボルロード各ゾーンの延長及び整備区域の面積については、ご意見をふまえ記載します。</p>	有

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
77	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	至る所に「中低木」を整理、除去等の文言が登場しますが、「中木」の定義をお願いします。樹種によれば、後十数年で「高木」に成長する可能性もあるうと考えられます。コンセプト「あさかの森をつくる」なら、中木などを育てることも重要です。特に野鳥の餌となる木の実の実る樹種や蝶を育てる樹種など豊かな生物多様性を確保するには一律、中低木を整理、除去することに強く反対します。中低木においても専門家、市民を交え、保全する樹木を調査、検討し、保全すべきものは保全すべきです。		無
78	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	至る所に「中低木」を整理、除去等の文言が登場しますが、「中木」の定義をお願いします。樹種によれば、後十数年で「高木」に成長する可能性もあるうと考えられます。コンセプト「あさかの森をつくる」なら、中木などを育てることも重要です。特に野鳥の餌となる木の実の実る樹種や蝶を育てる樹種など豊かな生物多様性を確保するには一律、中低木を整理、除去することに強く反対します。中低木においても専門家、市民を交え、保全する樹木を調査、検討し、保全すべきものは保全すべきです。	「中木」は樹高が2mから5m程度の樹木を指します。 樹木の保全・伐採の考え方については、P53の3.4の「(1) 整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、一律に伐採を行う考えはありません。倒木の危険性の有無や、外来種の拡大抑制、見通しの阻害の有無等、保全または伐採を判断する考え方を決めた上で、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、伐採する樹木、残す樹木を考えていきます。	無
79	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	中低木の整理・除去には細心の注意で望んで下さい。一律にじゃまだからと伐採することのないよう専門家、市民も交えて下さい。		無
80	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	中低木も（中にはこれから大木になる木もある）防犯のために一点にしぶらず、公園利用を豊かにするためにできるだけ残す。使いながら切る必要度が高くなったら切ればよい。検討し合いたい。		無
81	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	今ある木はできる限り残したい。特に小鳥の餌になる実のなる木を残したい。単に低小木として除去するとなには①桑（くわ）②楮（こうぞ）③鶯神楽（うぐいすかぐら）④山桜（やまざくら）の実生苗等櫻類⑤万両（まんりょう）⑥千両（せんりょう）などなど。草では⑦つる苺（つるいちご）⑧ひよどりじょうごなどなど。これらの中には花の時期、実のなる時期にならないと樹種が判らないのが有るので季節ごとに立ち入って調べたい。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
82	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	基地跡地内のイチョウや桜などフェンス外に伸びている枝が強剪定され、素敵だった樹形が無残な姿になってしまった。人の手が加わらず、見事な自然な樹形を後世に残こせるよう朝霞市として配慮を望みます。	樹木の保全にあたっては、自然樹形の維持にも配慮してまいります。 ただし、歩道や車道にはみ出した枝等については、通行の妨げになったり、通行者と接触して事故を起こしたりするおそれがあることから、状況に応じて、安全確保のため、剪定を含めた適切な管理を行う必要があると考えています。	無
83	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	基地跡地内のイチョウや桜などフェンス外に伸びている枝が強剪定され、素敵だった樹形が無残な姿になってしまった。人の手が加わらず、見事な自然な樹形を後世に残こせるよう朝霞市として配慮を望みます。		無
84	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	樹木伐採は最低度に抑え、中木で人の背丈程で邪魔になる木以外は如何に残すかを優先し、使いながら整備することです。何より巨木を始め保全に力をそいでいく必要があります。伐採で公園らしくには反対です。木を育てるのは大変なのです。朝霞の森公園方式で運営もして行きたいものです。広場も自然の草原が良い 今あるアスファルトも剥がさなくていい。	樹木の保全・伐採の考え方については、P53の3.4の「(1)整備水準の考え方」のうち「樹木の整備水準」に記載したとおり、他の樹木を害するおそれや安全性、防犯面に問題のある樹木は、生育状況、生育環境及び生態系への配慮を考慮して、必要な伐採は行った上で、他の樹木はできるだけ保全することとしており、一律に伐採を行う考えはありません。倒木の危険性の有無や、外来種の拡大抑制、見通しの阻害の有無等、保全または伐採を判断する考え方を決めた上で、専門家、市民、事業者等と共に検討する場をすみやかに設け、伐採する樹木、残す樹木を考えていきます。	無
85	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	現状の景観として「葛（くず）」がはびこり大きな木の樹冠を覆っている。秋の七草として愛でるには繁茂しすぎと思はれる。除去が必要である。	クズは、景観を悪化させると同時に、林内を暗くし、他の植物の生育を阻害する要因にもなることから、クズの撤去、下草、下枝の刈り込みなどを含めた管理・運営について、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、市民・事業者等が関わる体制の構築を目指します。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
86	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	課題の鬱蒼とした状態を懸念しているようですが、それでも良いと思います。樹を負かしているツタ類やクズを整備するだけで十分だと思います。これらは市民ボランティアを募り対処していきます。		無
87	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくり、すばらしい。「使いながら」は公園の中に入らないとできない。公園内の木々の中には、生命が終わりかけているものも多々ある。（木にからみついたつた類、つる類でおおわれ、枯木寸前のものもある）そのつるの根元を市民で切りとる作業をするなどをするのはどうか。	樹木にツタやクズなどが絡みついて景観が悪化しており、改善が必要な状況をふまえ、ツタやクズの撤去、下草、下枝の刈り込みなどを含めた管理・運営について、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、市民・事業者等が関わる体制の構築を目指します。	無
88	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	樹木のため薦や葛などの除去、草刈を整備前に軽作業なら有志を募る。		無
89	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	園路に関する「整備水準」の個所で「改修の際は、透水性の舗装など、雨水の地中への浸透に配慮します。」とありますが、「改修の際には、舗装を剥がして、アスファルトやコンクリートでない粉碎木材や自然度からつくられた舗装材の使用を検討し、雨水の地中への浸透に配慮します。」に変更をお願いします。 車道以外の舗装については、木に優しくすることだけでなく、原則としてコンクリートは使用しない方針で整備していただきたいお願ひします。これは、「生き物の多様性保全」と、「都市の内水氾濫の軽減」に極めて大切な考え方だと思っています。素案には透水性の舗装という文言がありますが、透水性のアスファルト舗装は疑問です。これは、すぐに目詰まりをして、頻繁に高圧洗浄をしなければならないという欠点を持っています。あくまで、アスファルトやコンクリートを使用しない舗装を考えて下さい。駐車場も同じ考え方でお願いします。駐車場は砂利で十分です。	園路、駐車場については、管理車両や災害時の緊急車両の通行等も考慮する必要があり、アスファルト等、必要な強度を有する舗装材を使用する必要があります。舗装に際しては、雨水の地中への浸透に配慮します。 広場に関しては、草地や裸地のほか、想定される利用の仕方に応じて必要な部分に舗装を導入することとなります。そのため、P53 3.4の「(1) 整備の考え方」に記載したとおり、雨水の地中への浸透に配慮した舗装を行っていきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
90	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	公園内には良好な景観を維持するため、看板類や電柱、自動販売機等は極力設置しないこと		無
91	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	公園内には良好な景観を維持するため、看板類や電柱、自動販売機等は極力設置しないこと	公園内に看板類や自動販売機等を設置する必要がある場合には、景観の維持に十分配慮しながら、適切な場所に設置するようにします。 また、公園内の無電柱化については、公園用地を取得し本格的な整備を行うための設計の際に、具体的な工法やコスト等を検討していきます。	無
92	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	公園内に自販機や看板、電柱は設置しない		無
93	3. 4 整備水準 (1) 整備水準の考え方	52	看板、電柱、自動販売機の設置は最小限に願う。水飲み場があれば良い。		無
94	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	公園は、「夜間の閉鎖も含めた運営を検討します」の表現を「必要な防犯対策を行い、夜間を含めて原則開放します」に改めてほしい。シンボルロードとの整合性が図れます。	市では、広大な公園を夜間に開放するためには、主な歩行者動線や開放する場所の照明設備や防犯カメラの設置など、安全面や防犯面に関する厳重な対策を遺漏なく実施する必要があり、慎重な検討が求められるものと考えております。公園として段階的な整備を進めていく中では、既に供用開始している暫定利用広場「朝霞の森」と同様に夜間閉鎖による管理を行うことを考えています。	無
95	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	公園は、「夜間の閉鎖も含めた運営を検討します」の表現を「必要な防犯対策を行い、夜間を含めて原則開放します」に改めてほしい。シンボルロードとの整合性が図れます。	今後、公園を整備、供用していく中で、市民、事業者等の皆様と十分な議論を行った上で、利用者が安全に、安心して利用できる管理・運営の形態を検討していきます。	無
96	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	防犯対策は原則的なものにし夜間開放して。市民の自主責任を育てることになる。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
97	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	防犯対策については、「適切な防犯対策を行い、夜間を含めて原則開放する」という表現にしていただきたい。「適切な防犯対策」については、今後、市民、警察、朝霞市等々が意見を出し合い、状況を見ながら前向きに対処していただきたい。ここでも、「使いながらつくる、つくりながら考える」という精神を發揮していただきたい。責任回避を優先するのではなく、まずはやってみる。その際、市民に丁寧な説明をするという姿勢を見せて下さい。不都合があっても、いたずらに責任を追及するのではなく、適切に修正していくというのが、現実的と思います。	市では、広大な公園を夜間に開放するためには、主な歩行者動線や開放する場所の照明設備や防犯カメラの設置など、安全面や防犯面に関する厳重な対策を遺漏なく実施する必要があり、慎重な検討が求められるものと考えております。公園として段階的な整備を進めていく中では、既に供用開始している暫定利用広場「朝霞の森」と同様に夜間閉鎖による管理を行うことを考えています。	無
98	3. 4 整備水準 (3) 防犯の考え方	56	夜間の閉鎖とはまたフェンスを作ることなのか。自由に入りしたい。警備は非常勤職員または有志で当たる。昼間は人、自転車があるため早朝、夜間にマラソンをする人も居る。また早朝の散歩は清々しい。	今後、公園を整備、供用していく中で、市民、事業者等の皆様と十分な議論を行った上で、利用者が安全に、安心して利用できる管理・運営の形態を検討していきます。	無
99	3. 4 整備水準 (4) 防災機能の考え方	57	防災は大事なことです。バーベキューエリアを設けるのなら、かまどベンチではなく常時使用可能な形態であるほうが利用価値があると思います。 キャンプや宿泊もアスファルト部分を利用するようにして最小限の手入れにしてください。	P58 3.4の「(4) 防災機能の考え方」の「②防災施設の整備」に記載したとおり、導入する防災施設・設備の具体的な規模、配置等については、災害時に活用できるよう設計段階で関係機関と調整いたします。いただいたご提案は、その際の参考にさせていただきます。	無
100	3. 4 整備水準 (5) 土壌汚染への対応について	60	災害時の避難場所として基地跡地は大切な場所です。活用するためには園路の草刈り、小径木の除去など手入れが必要です。立ち入りが認められれば一歩前進と思います。園路に有る土壌汚染物質については覆土することで、靴を履いていれば無害ではないかと、素人考えをしています。いかがでしょうか。	土壌汚染対策については、P61 3.4の「(5) 土壌汚染への対応について」に記載したとおり、対策の実施主体について国と協議中であるとともに、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更については、埼玉県と協議中です。土壌汚染に関する協議が整うまでは、開放が困難であり、できる限り早期に協議を完了できるよう努めてまいります。また、埼玉県との協議が整い、覆土などの対策が完了することで使用することが可能になると考えています。	無
101	3. 4 整備水準 (5) 土壌汚染への対応について	60	土壌汚染については、負ではありますが基地があったことを示す遺構なので、囲って残すのも良いですし、盛り土をして小山を作る、掘り出して池を作るなど、市で早急に決めて国や県に働きかけをすることで解決が早くなるのではないかでしょうか。	土壌汚染対策については、P61 3.4の「(5) 土壌汚染への対応について」に記載したとおり、対策の実施主体について国と協議中であるとともに、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更については、埼玉県と協議中です。土壌汚染に関する協議が整うまでは、開放が困難であり、できる限り早期に協議を完了できるよう努めてまいります。また、埼玉県との協議が整い、覆土などの対策が完了することで使用することが可能になると考えています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
102	3. 4 整備水準 (5) 土壤汚染への対応について	60	園路上の土壤汚染について、P. 9②、P. 60で国と県とで協議中とあります。汚染の物質によって、専門家の意見をとり入れ対策を提示すれば協議が先に進むのではないか。園路の鉛は、この下に鉛があることを明示して、もり土をする。そこに、市のマークの中に鉛を書いた刻印をおす。その場に市出身の有名若者の手形もおくとか。そのマークや手形に関心を持ち、かつて米軍基地であった歴史に興味を持つでしょう。園路の一日も早い入手は、朝霞の防災対策に（東京に近い通過地である）重要。	土壤汚染対策については、P61 3.4の「(5) 土壤汚染への対応について」に記載したとおり、対策の実施主体について国と協議中であるとともに、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更については、埼玉県と協議中です。土壤汚染に関する協議が整うまでは、開放が困難であり、できる限り早期に協議を完了できるよう努めてまいります。また、埼玉県との協議が整い、覆土などの対策が完了することで使用することが可能になると考えています。	無
103	第4章 管理・運営の考え方 4. 1 基本的考え方	61	管理運営について、「朝霞の森方式」、「朝霞スタイル」なる用語が定着しつつあることは喜ばしいが、実態は高齢者世代に偏った運営形態で問題は多い。人材の確保と育成、運営体制の強化の取り組みが必要である。	P63の「4.2 協働に向けた体制の構築」に記載したとおり、イベント的に参加可能なボランティア活動の機会を設けることや、市民、事業者等が担い手となって実行するプログラムの企画を募集し、実際に実行する仕組みづくりなど、より多くの市民が公園・シンボルロードの管理・運営に関われる機会を増やすことで将来の担い手の育成につながる取組を進めていきます。	無
104	4. 1 基本的考え方	61	「朝霞の森」の管理方式を基本とすることに賛成です。しかしそれを担う市民の育成が大事ではないでしょうか。環境市民会議など可能性のある団体に呼びかけたり、若い人たちを呼び込む工夫が必要です。第1期工事が始まる前に少しずつ動きを作りましょう。	P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載したとおり、第1期整備に着手する平成30年度（2018年度）以降、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理・運営について市民、事業者等と市が共に考える組織体を発足させるとともに、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めまいります。	無
105	4. 1 基本的考え方	62	市民による管理・運営組織を早期に立ち上げて、動けるようにしてください。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
106	4. 1 基本的考え方	61	<p>環境保全と、人が集まる賑わいという相反する課題の整理、判断を行ったあとに利用について話し合うこと。</p> <p>「やや鬱蒼とした状態になっており、公園の魅力を伝えられる縁とは言い難い状況」の表記は、まさにこの課題を言い当てています。賑わいに場に藪は不似合い、生物多様性の観点からは藪は大歓迎です。相対立する課題を整理しないで、公園の活性化に関する協議会を持ったり、Park-PFI制度の利用に走れば、混乱は必至です。せっかくよい協議体を作らんとしているのに、基本課題に答えを出さないまま、次のステップに進めば、混乱は明らかです。</p> <p>そうした協議をスムーズに行うためにも、解決しておかなければならぬ課題です。まずその解決の場を急いでもつことです。</p>	<p>ご指摘のとおり、公園・シンボルロードの整備を進めていく際には、相反するニーズの調整を図っていくことが求められます。このため、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した、第1期整備に着手する平成30年度（2018年度）以降、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理・運営について市民、事業者等と市が共に考える組織体において、ご指摘の内容を議論すべき優先課題とともに、各エリアの整備を進めていく際に、具体的な整備内容をもとに、公園・シンボルロードの整備や管理・運営についていくことを希望する市民、事業者等を交え、議論を深めながら、整備や管理・運営を進めていきます。</p>	無
107	4. 1 基本的考え方	61	<p>基地跡地計画の策定にあたり、市民が主体的に関わる仕組みを作っていることに感謝します。</p> <p>計画づくりにあたっては、積極的な市民だけではなくサイレントマジョリティや子供達の意向を適正に取り入れて下さい。</p> <p>具体的には、朝霞の森で幼児や小学生、中高生がどのように遊んでいるのかを観察し、分析し、計画に反映してほしいと考えます。何もない空間で、自由な遊び・自由な時間を創造しているはずです。そのような場を基地跡地全体に広げてほしいです。</p> <p>その意味で、必要最低限な計画を策定し、早期に市民に開放し、使われ方をみながら「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくりを進めていただきたい。</p>	<p>今後も公園・シンボルロード整備基本計画の実現に向け、幅広い年代の市民や事業者等の皆様の協力をいただきながら、市民、事業者等との協働により、公園・シンボルロードの計画、整備、管理・運営を進めていきます。</p>	無
108	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営を担うとなっておりますが、具体的にどのような仕事を依頼するのか具体的に教えてほしい。	暫定利用広場「朝霞の森」における実績を踏まえ、当面は、清掃、草刈り等の軽微な維持管理、イベントなどの運営活動等を協働で進める想定しています。具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
109	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営を行う上で、公平性は担保できるのか。	公共空間の管理・運営に際して、公共性の確保と公平性の担保が前提にあることを市民、事業者等には十分理解いただいた上で、管理・運営に参加していただくよう周知を図ります。また、管理・運営に携わる組織体の規約づくり、管理・運営計画の市への提出・協議手続きなどの仕組みづくりを併せて検討していきます。	無
110	4. 3 民間活力との連携	63	市民協働の考え方の一つに、自分たちの街は自分たちで管理していくこうという考え方で行われており、ボランティア等が公園を管理する事例が多い。この基本計画案からは、そのような考え方方が伝わってこない。結局、市民を交えた指定管理者の選定のように思えるのだがいかがか。	ボランティアによる清掃や花植えといった管理活動は、公園における市民協働の第一歩ですが、暫定利用広場「朝霞の森」では、市民がより主体的に広場の運営に取り組んでいます。本計画では、それをさらに発展させいくことを旨としており、一定の財源と裁量を持って市民等が自主的かつ自律的に活動していくことのできる形態の一つとして、組織を法人化する、指定管理者として管理に携わるという選択肢があると考えております。どのような選択肢を実行していくかとも含め、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を基本として、市民協働を進めていきます。	無
111	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営するということは、恣意的な運営も行われるのではないか。監視していく考えはあるのか。	特定の市民、事業者等による恣意的な運営に陥ることがないよう、公共性の確保と公平性の担保が前提にあることを市民、事業者等には十分理解いただくとともに、平成29年6月に施行された都市公園法の改正により、新たに設けられた「公園の活性化に関する協議会」制度の活用を検討するなど、管理・運営に参加していただく際には、組織体の規約づくり、管理・運営計画の市への提出・協議手続きなどの仕組みづくりを検討してまいります。	無
112	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等が主体的に管理・運営していく組織は、任期はあるのか。任期が長いと、馴れ合いによる弊害も予想される。市民、事業者等は任期制にして、再任はできないようになります。	特定の市民、事業者等による恣意的な運営に陥ることがないよう、公共性の確保と公平性の担保が前提にあることを市民、事業者等には十分理解いただくとともに、平成29年6月に施行された都市公園法の改正により、新たに設けられた「公園の活性化に関する協議会」制度の活用を検討するなど、管理・運営に参加していただく際には、組織体の規約づくり、管理・運営計画の市への提出・協議手続きなどの仕組みづくりを検討してまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
113	4. 3 民間活力との連携	63	市民協働の管理者が管理する公園、道路内での事故の責任は誰が負うのか。	管理上の不備により事故が生じた場合の責任は、事故原因の内容に応じて、市民協働の管理に参画する市民、事業者等又は道路・公園管理者である市、あるいはその両方が負うこととなります。このため、市民協働の管理の開始前に、具体的な責任範囲について明確化する協議を行うこととなります。	無
114	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等に委託する事業費は、どのようなものになるのか教えてほしい。（内訳など）また、市が運営するよりも安くなるのか	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織は、市と協働して管理・運営の一部を担うものであり、市から委託業務を発注することを前提とするものではありません。具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めています。	無
115	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者は、公園の貸出し業務を行うのか。	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合には、設置管理条例の内容に応じて施設の貸し出し業務を行ふことも可能となる場合がありますが、具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めています。	無
116	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者は、公園の剪定、草刈り、掃除業務等を入れし、業者に行わせるのか。	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合は、自ら剪定、草刈り、清掃等の業務を行ふことになると考えられますが、具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めています。	無
117	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者が、公園管理の委託業務を行う場合、入札の公平性は確保されるのか。（市費が投入されている場合）	市民、事業者等が主体となった公園の管理・運営組織が指定管理者となった場合は、自ら剪定、草刈り、清掃等の業務を行ふことになると考えられますが、具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
118	4. 3 民間活力との連携	63	市民、事業者等による管理運営者に対する利用者の苦情や要望は、どのように処理するのか。	苦情、要望については、原則として市民、事業者等による管理運営者が対応することになりますが、具体的な内容は、P65の「4.4 今後の管理・運営の進め方」に記載した市民、事業者等と市が共に考える組織体における話し合いを通じて整理を進めていきます。	無
119	4. 3 民間活力との連携	63	お店の出店はしないで下さい。人工の物はこの森にはふさわしくありません。	今後は人口減少・高齢化の進行や公共施設の老朽化を背景に、市の財政状況が厳しさを増していくことが見込まれることから、今後の市の財政規模、財政状況を考慮すると、市の財政は今後も厳しい状況が続くと考えられます。このため、公園の整備、管理・運営に要する財源を確保することが厳しい状況にあります。	無
120	4. 3 民間活力との連携	63	収益を得るためのコンビニやカフェの設置は賛成できません。日比谷公園などとは違うはずです。周りの施設などと連携すべきです。	このような中、平成29年6月に都市公園法が改正され、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等が一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」が新たに設けられ、本制度を活用することで公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質を向上、公園利用者の利便を向上を図ることが期待されることから全国的に広がりつつあります。 市としても、広大な公園・シンボルロードの管理・運営を持続可能なものとするため、従来の公園・道路の管理方法にとらわれない、民間の資本の活用等、効率的で効果的な管理・運営を行う新たな枠組みの構築を目指しています。その具体的手法の一つとして、収益施設の導入が想定されていますが、コンビニやカフェがありきではなく、民間資本の運営が利用者の利便性、公園の魅力向上につながり、さらに収益を管理費に還元していくような施設を想定しており、実現可能性について市場調査を行った上で検討していきます。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
121	4. 4 今後の管理・運営の進め方	64	<p>市民主体の管理運営の方針に大賛成です。 ちょっと気掛かりな表現を改めていただければ高く評価できます。</p> <p>改めてほしい表現 「市民・事業者等の意見を伺う組織体」は行政目線・行政主体です。これを「市民・事業者と一緒に考える組織体」にすることで市民が主体になります。</p>	<p>ご意見をふまえ、「市民・事業者の意見を伺う組織体」を「市民、事業者等と市が共に考える組織体」に修正します。</p> <p>市では、公園・シンボルロードの管理・運営にあたっては、市民に主体性をもって取組を推進していただくことが重要と考えています。その第一歩として、公園・シンボルロードの整備や管理・運営についていくことを希望する市民、事業者等のご意見を広く伺うことから始め、市民、事業者等と市が共に考え、議論を深めながら組織体のあり方を具体化していく中で、第1期整備が完了する平成32年（2020年）春に向けて、利用方針、ルール等を検討するとともに、市民、事業者等が関わる管理、運営体制の構築を目指していきます。</p> <p>また、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めていきます。</p>	有
122	4. 4 今後の管理・運営の進め方	64	<p>市民主体の管理運営の方針に大賛成です。 ちょっと気掛かりな表現を改めていただければ高く評価できます。</p> <p>改めてほしい表現 「市民・事業者等の意見を伺う組織体」は行政目線・行政主体です。これを「市民・事業者と一緒に考える組織体」にすることで市民が主体になります。</p>	<p>ご意見をふまえ、「市民・事業者の意見を伺う組織体」を「市民、事業者等と市が共に考える組織体」に修正します。</p> <p>市では、公園・シンボルロードの管理・運営にあたっては、市民に主体性をもって取組を推進していただくことが重要と考えています。その第一歩として、公園・シンボルロードの整備や管理・運営についていくことを希望する市民、事業者等のご意見を広く伺うことから始め、市民、事業者等と市が共に考え、議論を深めながら組織体のあり方を具体化していく中で、第1期整備が完了する平成32年（2020年）春に向けて、利用方針、ルール等を検討するとともに、市民、事業者等が関わる管理、運営体制の構築を目指していきます。</p> <p>また、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めていきます。</p>	有
123	4. 4 今後の管理・運営の進め方	64	<p>朝霞基地跡地利用について、官民協働で持続的協議の場を持ち、これを最上位組織とすること。</p> <p>「市民・事業者等の意見を伺う組織体」は、決定権を市が持つことを前提にしています。</p> <p>市民を当事者にしない上記のようなスタイルでは、市民はいつも批判者の枠から出てきません。市民を批判者に押しとどめ、いつまでも市民との信頼関係ができないのです。</p> <p>むしろ市民に決めてもらうくらいがちょうどよいのです。市民も案を出せないようではだめです。出した案には責任を負うことを経験することで、もはや批判者ではいられなくなります。</p> <p>このように主権者たる市民が変わらるような、事業当事者による協議の場を持てば、計画の実効性、熟度・鍛度は飛躍的に向上します。そうした状況を作りだす問題意識が、市に問われています。</p>	<p>ご意見をふまえ、「市民・事業者の意見を伺う組織体」を「市民、事業者等と市が共に考える組織体」に修正します。</p> <p>市では、公園・シンボルロードの管理・運営にあたっては、市民に主体性をもって取組を推進していただくことが重要と考えています。その第一歩として、公園・シンボルロードの整備や管理・運営についていくことを希望する市民、事業者等のご意見を広く伺うことから始め、市民、事業者等と市が共に考え、議論を深めながら組織体のあり方を具体化していく中で、第1期整備が完了する平成32年（2020年）春に向けて、利用方針、ルール等を検討するとともに、市民、事業者等が関わる管理、運営体制の構築を目指していきます。</p> <p>また、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めていきます。</p>	有

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
124	事業費について	—	第1期整備、第2期整備ごとに整備工事費と維持管理費の事業費を明示すること。提案の整備水準で施設した場合の最終完成事業費概算も示していただきたい。	第1期整備の事業費についてはシンボルロードの設計業務の中で検討していますが、第2期以降の整備に係る事業費については、将来、具体的な設計業務を進める段階で検討することとなるため、全体事業費を記載することは困難です。	無
125	事業費について	—	第1期整備、第2期整備ごとに整備工事費と維持管理費の事業費を明示すること。提案の整備水準で施設した場合の最終完成事業費概算も示していただきたい。		無
126	事業費について	—	財源の確保について (1)今回の事業を進める上で用地取得は無償貸付を基本に進めることは大賛成です。どうしたら無償貸付が実現できるのかプロジェクトチームなどの設置が必要ではありませんか (2)防災や生物多様性など県、国との共同事業や補助金、ファンドなどを活用して市民負担を少なくする施策を検討し、採用すべきではないですか。現在、市で取り組もうとしている施策を示してください。 (3)土壤汚染対策費については、起因者責任は国にあります。土壤汚染対策は国の責任で対処するよう強く求めます。米軍などが汚したもの処理を市民負担があつてはならない。	用地の取得については、庁内の関係部局と連携しながら、無償貸付を含め、国と協議を進めています。 整備費については、都市公園として整備する段階で国の補助金を活用することを想定しています。 土壤汚染対策については、できる限り市の負担が少なくなるよう、国と協議を進めていきます。	無
127	事業費について	—	財源の確保について (1)今回の事業を進める上で用地取得は無償貸付を基本に進めることは大賛成です。どうしたら無償貸付が実現できるのかプロジェクトチームなどの設置が必要ではありませんか。 (2)防災や生物多様性など県、国との共同事業や補助金、ファンドなどを活用して市民負担を少なくする施策を検討し、採用すべきではないですか。現在、市で取り組もうとしている施策を示してください。 (3)土壤汚染対策費については、起因者責任は国にあります。土壤汚染対策は国の責任で対処するよう強く求めます。米軍などが汚したもの処理を市民負担があつてはならない。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
128	市民協働について	—	第1期整備の設計確定前に市民と現地確認の作業を行い、保全すべき樹木などを確認すること。また、第2期整備前に該当地域についても見学会または現地確認視察を市民と合同で実施すること。	現地への立入については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 今後も公園・シンボルロードの整備や管理・運営に関して、市民、事業者等の皆様への情報提供や意見交換会等を開催していきます。	無
129	市民協働について	—	人口が増えており、「子育てしやすい自然豊かな町」との期待があるとも聞く。現地を何回か公開して、現地見学や説明会をする。新しい人、家族に宣伝する。現地を見て、今の森の中の木々や遺構や遺跡の何を残すのか。		無
130	市民協働について	—	設計段階での説明会を行ってください。市民の考えが反映されることが協働につながっていくはずです。 市民への働きかけを丁寧に、またたくさんの市民に行き届くように宣伝を工夫してください。（広報、掲示板、回覧板、自治会長の集まりでの連絡等々）	シンボルロードの設計については、最新の検討内容や既存樹木への対応の考え方等について、3月10日（土）に市民説明会を開催する予定です。 市民の皆様へのお知らせについては、広報あさか、ホームページ、掲示板などを活用し、多くの方々にご参加いただけるよう努めます。	無
131	ケヤキ並木について	—	北口広場の景観を向上させるためにけやき並木の拡充・整備を行う。フタバスポーツ前から北口広場交差点間及び市道643号線のハローワーク前を対象に。	道路上のケヤキの植栽については、歩道の幅員、植栽樹の寸法等、植栽条件、環境をよく把握した上で、北口広場における樹木や植栽との位置関係等もふまえ、対応を検討していきます。	無
132	ケヤキ並木について	—	北口広場の景観を向上させるためにけやき並木の拡充・整備を行う。フタバスポーツ前から北口広場交差点間及び市道643号線のハローワーク前を対象に。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
133	ケヤキ並木について	—	シンボルロードの価値を高めるためとケヤキ並木の景観向上のために電線地中化は必須である。モデルケースとして実現させること。	「シンボルロード整備基本計画」（平成29年6月策定）の記載をふまえ、低成本な技術による公園通りの無電柱化について、道路整備担当課において検討の準備を進めているところです。	無
134	ケヤキ並木について	—	シンボルロードの価値を高めるためとケヤキ並木の景観向上のために電線地中化は必須である。モデルケースとして実現させること。	「シンボルロード整備基本計画」（平成29年6月策定）の記載をふまえ、低成本な技術による公園通りの無電柱化について、道路整備担当課において検討の準備を進めているところです。	無
135	ケヤキ並木について	—	市道1000号線のけやき並木は美しい。電線の地中化を望む。	「シンボルロード整備基本計画」（平成29年6月策定）の記載をふまえ、低成本な技術による公園通りの無電柱化について、道路整備担当課において検討の準備を進めているところです。	無
136	パブリックコメントの手続きについて	—	パブコメに対し個人個人に回答をお願いします。 次回検討委員会にはパブコメ応募者に案内を発送してください。	ご意見を踏まえ、意見提出者の方々に、パブリック・コメントの結果（本資料）を送付いたします。	無
137	パブリックコメントの手続きについて	—	市民からの貴重な意見を市政に生かすために貴課が景観計画づくり等のパブコメ時に行つた、次のことを今回のパブコメでも実施されるようお願いします。 ◆パブコメ提出者には意見と市の考えを整理した資料を郵送して届けること ◆パブコメ後に開催される見直し検討委員会においてパブコメ提出者との意見交換の場を設けること	また、意見提出者との意見交換の場を設けることはいたしませんが、今回提出いただいた意見の原文を委員各位にお読みいただく機会を設けるとともに、意見に対する市の考え方を文章で丁寧に回答するという対応をさせていただきます。	無
138	パブリックコメントの手続きについて	—	市民からの貴重な意見を市政に生かすために貴課が景観計画づくり等のパブコメ時に行つた、次のことを今回のパブコメでも実施されるようお願いします。 ◆パブコメ提出者には意見と市の考えを整理した資料を郵送して届けること ◆パブコメ後に開催される見直し検討委員会においてパブコメ提出者との意見交換の場を設けること	なお、パブリック・コメント意見集計結果については、市ホームページのほか、出張所、支所、公民館等において閲覧が可能です。	無
139	パブリックコメントの手続きについて	—	今回のパブコメで出た意見を公開し、提出者と市と実施業者との意見交換の場を時間が掛かるかもしれないが設けて下さい。今後の市民と行政との協働のためにも一石投じられるといい。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え方(案)	修正の有無
140	その他	5	今回のパブリックコメントと外れるかもしれないが、公共施設用地1.7haについて1階はセブンイレブンコンビニ等頼めないか。各階は老人ホーム託児所のビルを建築する。	P4 1.1の「(2)基地跡地の利用状況」に示した敷地④1.7haは、平成27年12月に策定した上位計画である朝霞市基地跡地利用計画において公共施設用地に位置づけられているため、本計画の対象とはなりませんが、敷地④における事業が着手されるまでの間の暫定的な利用に係るご意見の内容について、所管課にお伝えします。	無

※「意見の内容」は、一部、提出された意見原文の趣旨を逸脱しないよう配慮の上、事務局が要約を行っています。

※同じ内容の意見については、提出者が複数いたことから、掲載しております。